

芸術文化観光専門職大学 国際交流センター運営委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、芸術文化観光専門職大学における教育及び研究の国際交流を推進することを目的に設置する国際交流センター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 外国の大学や研究所等との学術交流に関する事項
- (2) 協定の締結、更新、変更及び終結に関する事項
- (3) 国際交流にかかる制度の企画立案に関する事項
- (4) 特別聴講生に関する事項
- (5) その他国際交流センターの業務を実施するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、学長が指名する者をもって構成する。

(任期)

第4条 前条に定める委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、国際交流センター長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務局教育企画部学務課において行う。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。